

地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した 再生可能エネルギーの導入推進について

<提案・要望先>

内閣府、環境省、経済産業省、財務省

<提案・要望内容>

昨年開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策として、全ての国に対し緩和への貢献と適応能力の拡充等を義務付けるパリ協定が合意されました。

我が国の緩和と適応の取組を推し進めるためには、国と地方自治体、民間等多様な主体の連携を強化することが求められております。

また、我が国の電力需給の逼迫は依然として懸念されており、節電をはじめとする省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの普及促進が一層求められております。

再生可能エネルギーについては、平成24年に施行された固定価格買取制度により太陽光発電を中心に導入が急速に拡大しており、本県においても、制度開始以降新たに140万kWを超え、全国第1位となる太陽光発電施設が導入されております。

しかしながら、あまりに急激な導入に伴い、自然環境への影響や土砂の流出、工事の安全性などについて、地域住民から不安の声が上がっております。

つきましては、地球温暖化対策について、より積極的な施策の推進を図るとともに、地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を推進するため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 県が実施する温室効果ガス排出削減の施策や気候変動影響評価、適応策等の実施に対し、技術的・経済的支援を行うこと。
- 2 地域地球温暖化防止活動推進センターが行う、地域における地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対して、支援を一層拡充すること。
- 3 再生可能エネルギー、燃料電池自動車など次世代自動車の一層の普及拡大を図るため、研究開発や導入促進に向けての各種支援策に係る法制上、財政上、税制上その他の措置を集中的に講ずること。
- 4 固定価格買取制度等の見直しについて、以下の事項に特段の配慮を行うこと。
 - (1) 太陽光発電施設の適正導入を図るため、安全性を確保するための造成、地盤強度等に関する設計基準や施工・管理に関する基準を整備すること。

(2) 固定価格買取制度における地方自治体への情報提供については、地方自治体の意見が事業に反映できるよう、認定の前にその申請内容を提供すること。

(3) 一定規模以上の太陽光発電設備の設置には地方自治体の同意などを必要とする制度を創設すること。